

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問日：令和3年7月2日（諮問（情）第3号）

答申日：令和3年11月15日（答申（情）第4号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定のうち、審査請求人が開示すべきとする部分を非開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年4月14日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、別紙（2）による部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年4月27日付け建字第04150004号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年4月29日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分の一部を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、前回開示された和歌山県建築審査会委員名簿同様に、公費により同行した専門家の氏名・素性等の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 田辺市が本宮町湯峰の公衆浴場跡地において、岩盤掘削により温泉湧出事故を発生させ、それを隠すために土砂で覆い、地中において温泉が噴き出している状況にありながら、その上に公衆浴場を建てるために建築確認申請をし、県がその状況を黙認しつつ建築確認申請を下したことに對する許可の取り消しを求めたものである。
- (2) 和歌山県建築審査会委員は行政・建築・都市計画・公衆衛生についての専門であって、建築基準法施行令第38条（基礎）に関することであろうことが分かるくらいで、現状地盤に関する知識はなく全くの素人であり、建築確認申請許可が不当であるかどうかは、全て本件開示請求となる専門家の判断となる。
- (3) この専門家が田辺市や県の顔を立てるため、事実をねじ曲げ自己の利益のみを優先し、適当な判断が為されれば、損害が発生した時点でその責任を問わなければならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 和歌山県建築審査会は、令和3年3月24日午後1時30分から田辺市本宮町湯峰字温水108番地において、和歌山県建築審査会委員である山崎委員、松本委員及び仲谷委員が検証を実施した。
- (2) 松本委員及び仲谷委員は建築士であり、当然、地盤に関しても一定の知識はあるが、地盤の状況となると建築士だけでは判断できないところもある。検証の申出に対して正しく回答するため、和歌山県建築審査会として第三者の意見を求めることになり、参考人として地盤の専門家から意見を聞いた。
- (3) 第三者という立場で意見をいただいた。あくまで検証調書は和歌山県建築審査会として意見をまとめて発出しており、参考人の意見は参考である。
- (4) 今回の業務を参考人に依頼する際、参考人が所属する教育機関の長宛てに依頼文を出したが、今回依頼したような業務は当該教育機関にはなく、また当日は当該教育機関に休暇の届出をしていると参考人から聞いており、あくまで一個人として検証に参加している。
- (5) よって、参考人の氏名及び所属機関は個人に関する情報であり、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

- (6) なお、和歌山県建築審査会は、県及び審査請求人に対して中立的な判断を求め、県の機関に属さない教育機関に所属する研究者から地盤の専門家を選定した。その専門家は現場の状況を目視において確認し、現場の状況を意見したものであり、田辺市や県の顔を立てるため事実をねじ曲げ自己の利益のみを優先し、適当な判断をしたとの審査請求人の主張は事実無根である。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件対象公文書について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、審査請求人は和歌山県建築審査会が令和3年3月24日に行った検証に同行した地盤の専門家の氏名、素性及び判断内容が分かる情報を請求していると認められる。実施機関において、本件対象公文書において公開しないこととした部分は、「参考人の氏名、所属機関及び個人に関する情報」、「審査請求人の氏名及び住所」、「審査会の委員及び審議に関する情報」であり、審査請求人はそのうち参考人の氏名・素性等（以下「本件情報」という。）の開示を求めている。

実施機関は、本件情報が条例第7条第2号に該当するとして、非開示とした本件処分を妥当としていることから、本件情報の非開示情報該当性について検討する。

なお、実施機関において、本件対象公文書において公開しないこととした「参考人の氏名、所属機関及び個人に関する情報」のうち「個人に関する情報」については、参考人が所属する教育機関の長の氏名及び職階であり、参考人の素性等ではない。よって、審査請求人が開示を求める参考人の氏名・素性等については、参考人の氏名及び所属機関と判断し、本件情報の非開示情報該当性について検討する。

3 本件処分の妥当性について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する

情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、同号ただし書アにおいては法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、同号ただし書イにおいては人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を非開示情報から除いている。また、同号ただし書ウにおいては、当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び地方公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は非開示情報から除かれている。

よって、当審議会では、下記のとおり同条による個人に関する情報に該当するかどうか、同号ただし書アからウに該当するかどうかの検討を行った。

(1) 条例第7条第2号該当性について

参考人の氏名及び所属機関については、特定の個人を識別することができるものであるのは明らかであり、本件情報は「個人に関する情報」であるといえる。

(2) ただし書ア該当性について

本件情報は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないと判断した。

(3) ただし書イ該当性について

本件情報は、生命、健康、生活又は財産を保護すべき権利利益と密接な関連性はなく、公にすることが必要な情報とは認められないと判断した。

(4) ただし書ウ該当性について

本件対象公文書をインカメラ審理により見聞したところ、参考人は独立行政法人たる教育機関に所属する職員であり、ただし書ウに規定する「公務員等」に該当する。実施機関の説明によると、参考人が所属する教育機関には、今回、和

歌山県建築審査会が参考人に依頼した業務はない。また、検証当日、参考人は所属する教育機関に休暇の届出をして検証に参加している。このことから、参考人は教育機関の業務としてではなく、地盤の専門知識を有する一個人として検証に参加していると認められる。

よって、本件情報は、公務員等の職務の遂行に係る情報でなく、ただし書ウに該当する情報とは認められないと判断した。

(5) 小括

実施機関が本件情報について条例第7条第2号に該当するとして非開示決定を行った本件処分は妥当であるといえる。

4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和3年7月2日	○諮問（実施機関）
令和3年9月7日	○審議
令和3年10月11日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和3年11月8日	○審議

(調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

高橋多美子、早坂豊司、藤田隼輝

別紙

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和3年4月14日	和歌山県建築審査会が行った令和3年第1号審査請求事件の令和3年3月24日午後1時30分からの現場検証において、公費により同行した地盤の専門家の氏名、素性、及び判断内容が分かる情報。

(2) 令和3年4月27日付け建字第04150004号による部分開示決定

公文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年3月15日付け和建審第02100002号(審査請求に係る検証実施における参考人としての派遣について(依頼)) ・ 令和2年度第5回建築審査会概要(議題1について) 	<ul style="list-style-type: none"> ①参考人の氏名、所属機関及び個人に関する情報 ②審査請求人の氏名及び住所 ③審査会の委員及び審議に関する情報 	<p>条例第7条第2号(①、②、③)</p> <p>個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第6号(①、③)</p> <p>県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。</p>